

重要事項説明書 契約書

利用者_____様



一般社団法人
小石川医師会訪問看護ステーション

重要事項説明書

令和 8 年 6 月 1 日

一般社団法人小石川医師会が設置する小石川医師会訪問看護ステーション（以下「事業者」という。）は、利用者に対して訪問看護事業（以下「サービス」という。）を提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい重要事項を説明します。

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 一般社団法人 小石川医師会
- (2) 所在地 東京都文京区小石川 5 丁目 6 番地 9 号
- (3) 電話 03-3947-0411
- (4) 代表者 会長 吉橋秀貴

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 小石川医師会訪問看護ステーション
- (2) 所在地 東京都文京区小石川 5 丁目 6 番地 9 号
- (3) 電話 03-3947-0616
- (4) FAX 03-5978-9799
- (5) メールアドレス koishikawa.st@heart.ocn.ne.jp
- (6) 管理者 山口智子
- (7) 事業所番号 介護保険：第 1367191240 号 医療保険：第 7191240 号

3. 事業の目的及び理念

目的：主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

理念：【心により添い、つながり合う訪問看護】

多様化する価値観を踏まえ、その人らしく生きていくための療養生活を支えます。

4. 運営方針

- (1) 事業者は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図ります。また、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるように支援します。
- (2) 事業者は、事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう事業体制の整備に努めます。
- (3) 関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) サービスの提供にあたっては、従事者によってのみ行う者とし、第三者への委託は行わないものとします。但し、大災害時の場合は例外とします。

5. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～金曜日
- (2) 営業時間 9 時 00 分～17 時 00 分
- (3) 休業日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）
- (4) その他 常時 24 時間の連絡・対応体制を整えています。（別途、契約が必要です。）

6. サービス提供地域

通常のサービス提供地域は、文京区大塚・音羽・目白台・関口・小日向・水道・小石川・春日・白山・千石の全地域及び西片 1 丁目、本郷 4 丁目、本駒込 1・2・6 丁目とします。

7. 従事者の体制及び職務内容

- (1) 管理者：1 名
従事者及び業務の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、従事者に対し守るべき事項について指導・命令を行います。
- (2) 看護職員：保健師又は看護師 常勤換算 2.5 以上（内 常勤 1 名以上）
主治医との連携・調整、利用者及びその家族からの相談に応じ、訪問看護計画及び報告書作成、関係機関との連絡調整を行い、利用者・家族に説明を行います。また指示書に基づき訪問看護を行います。
- (3) 事務職員：2 名
介護給付費等の請求業務及び通信連絡事務等を行います。

8. 提供するサービス内容

訪問看護をお申し込みいただいた後、主治医から訪問看護指示書を受け取り、サービス提供を開始します。利用者の意向・心身の状況等のアセスメントを行い、以下に挙げた具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。その内容については、利用者又は家族に説明をし、毎月署名をいただき同意を得ることとします。

- (1) **健康状態の観察**：全身状態の観察・バイタルサイン測定（体温・脈拍・血圧・酸素飽和度）
- (2) **医療処置・医療機器管理**：点滴・注射、褥瘡処置・褥瘡予防、吸引、在宅酸素・人工呼吸器・カテーテル・排泄管理等
- (3) **療養生活の援助**：清潔の保持、食事介助・指導、排泄介助・指導
- (4) **認知症・精神疾患の看護**：利用者と家族の相談・対応方法の助言・服薬管理
- (5) **リハビリテーション**：拘縮予防・筋力維持向上の練習、ポジショニング、福祉用具の提案
- (6) **エンドオブライフケア**：がん末期や老衰等の最期の時を自宅で過ごせるように支援
- (7) **介護者の支援**：介護方法の検討、不安やストレスの傾聴、医療機関・多職種との連携
- (8) **在宅移行支援**：外泊中の訪問看護等

9. 訪問看護サービス提供に当たっての禁止事項

- (1) 本人又は家族の金銭・預貯金通帳・証書・書類等の預かり。
- (2) 本人又は家族からの金銭・物品・飲食の授受。
- (3) 本人の同居家族に対するサービス提供。
- (4) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為。(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為、止む得ない場合を除く。)
- (5) 本人又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。

10. 利用料の支払い方法

利用料及びその他の費用については別紙

- (1) 請求方法：利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額を請求致します。請求書は利用明細を添えて利用月の翌月 10 日前後の訪問時に持参します。
(区分変更等を申請している場合は、介護区分が確定してからまとめて請求します。)
- (2) 支払い方法：指定口座からの自動振替は、毎月翌月 20 日に行われ、20 日が金融機関の休日に当たる場合は翌営業日となります。
(基本的には口座振替をお願いしていますが、ご都合の悪い方はご相談ください。)

11. 衛生管理及び従事者の健康管理等

- (1) 施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置をとるものとします。
- (2) 事業者は従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとします。

12. 緊急時等における対応方法

- (1) サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 利用者に対してサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

13. 非常災害時の対応

- (1) 非常災害に備えて、風水害・地震・感染等の災害に対処するための計画を作成し、責任者を定め、年 1 回定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとします。
- (2) 従事者が、訪問に向かう途中に災害が発生した場合は、急遽訪問を中止する場合があります。通信手段が確保できた時点で連絡を入れます。
- (3) 訪問中に災害が発生した場合、利用者の安全を確認したうえで、サービスの提供を中止する場合があります。
- (4) 大災害時は勤務可能な従事者の人数等考慮して、BCP(事業継続計画)にのっとり、地域別の臨時の訪問体制となります。

- (5) 事業者が災害・感染等の理由により、一時休業の際は連携協力ステーションからの訪問をお願いする場合があります。

14. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため下記の措置を講じるものとします。
- ① 虐待を防止するための従事者に対する定期的な研修を実施します。
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備に努め、従事者による虐待がある場合は速やかに対処します。
 - ③ その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (2) 従事者は、サービス提供中に、養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

15. 苦情処理

- (1) サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。
- 【電話】 03-3947-0616
- 【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00
- 【担当者】 小石川医師会訪問看護ステーション 管理者 山口智子
- (2) サービス等に付いての苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられています。
- 苦情・相談がある場合は下記にご連絡ください。
- 【文京区介護保険課 介護保険相談係：03-5803-1383】
- 【東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口：03-6238-0177】

16. サービスの利用の開始・中止・変更・追加等

- (1) 訪問看護計画書作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します。
- (2) 利用者は、契約期間中であっても、サービスの利用を中止又は変更できます。この場合、利用予定日の前日までに事業者に出して下さい。
- (3) 事業者の都合により、サービスが受けられなかった場合は、他の利用可能期間又は日時を利用者に改めて連絡します。

17. 訪問看護師の交代等

- (1) 看護ケア向上の為、利用者を看護師2人～3人で受け持つ、チーム担当制を取っています。
- (2) 利用者は、担当看護師が業務上不適当と認められる事情を明らかにして、看護師の交替を申し出る事ができます。
- (3) 従事者が体調不良等で訪問出来なくなった際は、代替人員を選任し、利用者又は家族に連絡致します。

- (4) 欠員等やむを得ない事情により、サービス提供が困難な場合は、介護支援専門員に相談し、代替サービスへ変更し利用者及び家族に連絡致します。

18. 個人情報の保護

事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報に保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努め、細心の注意を払うものとします。

- (1) 事業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。また、退職後も在職中に知り得た利用者及びその家族の個人情報の保持を義務とします。
- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 利用者の個人情報については、サービス担当者会議・サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。
- (4) ICT を活用した記録・連携（カナミックシステム・MCS を使用）を行っています。
また、オンライン資格化確認が令和 6 年 6 月から開始となり、マイナンバーカードを利用して事業所が準備したモバイル端末等で、利用者の医療保険における資格情報等を取得させていただきます。この際も個人情報の取扱いに細心の注意を払います。

19. 看護学生の臨地実習受け入れ

当事業者は年間を通して看護学生等の実習受け入れ施設となっています。看護教育の必要性をご理解いただきご協力をお願いします。なお、同行訪問する際には事前に連絡します。

- (1) 学生が看護援助を行なう場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い、利用者又は家族の同意を得て行います。
- (2) 学生が看護援助を行なう場合、安全性の確保を最優先とし、事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- (3) 利用者及び家族は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接尋ねることができます。
- (4) 利用者及び家族は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して拒否することができます。また拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- (5) 学生は臨地実習を通して知り得た利用者およびご家族に関する情報について、他者に漏らすことのないように指導を徹底します。

20. サービス利用のお願い事項

- (1) 利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項及び利用当日の健康状態等を従事者へ伝え、心身の状況に応じたサービスを受けるように留意してください。
- (2) 体調に異変があった場合は、速やかに申し出てください。
- (3) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の配慮をお願いします。
- (4) 見守りカメラの設置、従事者の写真を撮影する場合、事前に従事者本人の同意を得てください。
- (5) 訪問中の同一居室内での喫煙はご遠慮ください。
- (6) ハラスメント行為などにより健全な信頼関係ができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (7) 訪問困難な雪や台風・雷等による天候不良時には、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の変更、もしくは訪問を中止させていただく場合もあります。

21. 第三者評価実施状況 なし

介護保険

【基本利用料】

〈要介護〉

* 日中（8時～18時）の場合

【1単位：特別区 11.40 円】

項 目	サービス内容	基本点数	サービス 提供体制 強化加算	自己負担額	1 回 あ た り
				1 割	
訪問看護Ⅰ 1	20 分未満	314 単位	6 単位	365 円	
訪問看護Ⅰ 2	30 分未満	471 単位		544 円	
訪問看護Ⅰ 3	30 分以上 1 時間未満	823 単位		945 円	
訪問看護Ⅰ 4	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位		1,293 円	

* 夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時）の場合（25 %加算）

項 目	算定基準	基本点数	サービス 提供体制 強化加算	自己負担額	1 回 あ た り
				1 割	
訪問看護Ⅰ 1・夜・朝	20 分未満	393 単位	6 単位	455 円	
訪問看護Ⅰ 2・夜・朝	30 分未満	589 単位		679 円	
訪問看護Ⅰ 3・夜・朝	30 分以上 1 時間未満	1,029 単位		1,180 円	
訪問看護Ⅰ 4・夜・朝	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,410 単位		1,615 円	

* 深夜（22時～翌朝 6時）の場合（50 %加算）

項 目	算定基準	基本点数	サービス 提供体制 強化加算	自己負担額	1 回 あ た り
				1 割	
訪問看護Ⅰ 1・深夜	20 分未満	471 単位	6 単位	544 円	
訪問看護Ⅰ 2・深夜	30 分未満	707 単位		813 円	
訪問看護Ⅰ 3・深夜	30 分以上 1 時間未満	1,235 単位		1,415 円	
訪問看護Ⅰ 4・深夜	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,692 単位		1,936 円	

〈要支援〉

* 日中（8 時～18 時の場合）

【1 単位：特別区 11.40 円】

項 目	算定基準	基本点数	サービス 提供体制 強化加算	自己負担額	1 回 あ た り
				1 割	
予防訪問看護Ⅰ 1	20 分未満	303 単位	6 単位	353 円	
予防訪問看護Ⅰ 2	30 分未満	451 単位		521 円	
予防訪問看護Ⅰ 3	30 分以上 1 時間未満	794 単位		912 円	
予防訪問看護Ⅰ 4	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090 単位		1,250 円	

* 夜間（18 時～22 時）・早朝（6 時～8 時）の場合（25%加算）

項 目	算定基準	基本点数	サービ ス 提 供 体 制 強 化 加 算	自己負担額	1 回 あ た り
				1 割	
予防訪問看護Ⅰ 1・夜・朝	20 分未満	379 単位	6 単位	439 円	
予防訪問看護Ⅰ 2・夜・朝	30 分未満	564 単位		650 円	
予防訪問看護Ⅰ 3・夜・朝	30 分以上 1 時間未満	993 単位		1,139 円	
予防訪問看護Ⅰ 4・夜・朝	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,363 単位		1,561 円	

* 深夜（22 時～翌朝 6 時）の場合（50%加算）

項 目	算定基準	基本点数	サービ ス 提 供 体 制 強 化 加 算	自己負担額	1 回 あ た り
				1 割	
予防訪問看護Ⅰ 1・深夜	20 分未満	455 単位	6 単位	526 円	
予防訪問看護Ⅰ 2・深夜	30 分未満	677 単位		779 円	
予防訪問看護Ⅰ 3・深夜	30 分以上 1 時間未満	1,191 単位		1,365 円	
予防訪問看護Ⅰ 4・深夜	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,635 単位		1,871 円	

※留意事項【要介護・要支援】

1. 利用料金は、収入に応じて自己負担が 1～3 割となります。
2. 利用された介護保険サービスの合計単位数が、介護保険被保険者証に記載された「区分支給限度基準額」を超えた場合、超過分は保険対象外（全額自己負担）となります。
3. 訪問看護に係る交通費の負担はありません。

サービス	サービス内容	自己負担額	
		1 割	1 回あたり
複数名 訪問加算 I	利用者・家族からの同意を得て、1 人の看護師での訪問が困難と認められる利用者に複数の看護師等がサービスを行った場合。	・ 30 分未満 254 単位 (290 円) ・ 30 分以上 402 単位 (459 円)	1 回あたり
長時間訪問看護 加算	特別管理加算の要件の状態の者に対し、90 分以上 の訪問看護を行った場合。	300 単位 (342 円)	
サービス提供 体制強化加算	I ・勤続 7 年以上の看護師の割合が 30%以上。 ・ 看護師の計画的な研修。 ・ 利用者の情報、サービス提供の留意事項の伝達、技術指導を目的とした会議の定期的な開催。 ・ 看護師の定期的な健康診断。	6 単位 (7 円)	
	II: 勤続 3 年以上の看護師の割合が 30%以上 ・ 看護師の計画的な研修。 ・ 利用者の情報、サービス提供の留意事項の伝達、技術指導を目的とした会議の定期的な開催。 ・ 看護師の定期的な健康診断。	3 単位 (4 円)	1 月あたり
緊急時訪問 看護加算 (I)	・ 24 時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急時に訪問した場合 ・ 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。	600 単位 (684 円)	
特別管理加算	① 特別管理加算 I ・ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている。 ・ 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している。 上記利用者に計画的な管理を行った場合。	500 単位 (570 円)	
	② 特別管理加算 II ・ 自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、持続陽圧呼吸法、自己疼痛管理、肺高血圧患者指導管理を受けている。 ・ 人工肛門又は人口膀胱を設置している。 ・ 真皮を超える褥瘡。 ・ 点滴注射を週 3 日以上行う必要がある。 上記利用者に計画的な管理を行った場合。	250 単位 (285 円)	
看護・介護職員 連携強化加算	訪問介護事業所と連携し助言等を行った場合。	250 単位 (285 円)	
看護体制強化 加算	I: 前 6 ヶ月で、緊急時算定者が 50%以上、特別管理算定者が 20%以上で 1 年以内においてターミナル算定者 (I) 5 名以上。	550 単位 (627 円)	
	II: 前 6 ヶ月で、緊急時算定者が 50%以上、特別管理算定者が 20%以上で、1 年以内においてターミナル算定者 1 名以上。	200 単位 (228 円)	
初回加算	① 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行う場合。	① 350 単位 (399 円)	
	② 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、新たにサービスを行う場合。 ※過去 2 ヶ月間、当事業所からのサービスを受けていない場合。	③ 300 単位 (342 円)	

ターミナルケア 加算	・亡くなった日を含め 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 ・24 時間対応体制をとっていること。 ・利用者・家族に説明をし、記録を記載していること。	2,500 単位 (2,850 円)	
退院時共同指導 加算	退院するに当たり、主治医その他職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合。 ※ただし、特別な管理（上記特別管理加算参照）を必要とする場合は 2 回/月。	600 単位 (684 円)	
処遇改善加算	職員の賃金改善や研修の実施、働きやすい職場環境の向上を目的とした加算。	総単位数の 1.8%	

医療保険

令和 8 年 6 月 1 日

	基本療養費 + 管理療養費※	1 割	2 割	3 割
月の初日	① 5,550 円 + 13,760 円 ()	1,931 円	3,862 円	5,793 円
	② 5,550 円 + 10,460 円 ()	1,601 円	3,202 円	4,803 円
	③ 5,550 円 + 9,030 円 ()	1,458 円	2,916 円	4,374 円
	④ 5,550 円 + 9,030 円 ()	1,458 円	2,916 円	4,374 円
	⑤ 5,550 円 + 7,710 円 ()	1,326 円	2,652 円	3,978 円
週の 2 日目	5,550 円 + 3,010 円	856 円	1,712 円	2,568 円
週の 3 日目	5,550 円 + 3,010 円	856 円	1,712 円	2,568 円
週の 4 日目	6,550 円 + 3,010 円	956 円	1,912 円	2,868 円

※ 管理療養費の初日は下記の表のとおり、1 年間の実績で変動があります。

※ 医療保険による訪問は原則 1 日 1 回、週 3 回までです。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等、また急性増悪等により 特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合、複数回・週 4 日以上
の訪問が可能です。【次頁参照】

【訪問看護管理療養費】（月の初日の訪問の場合）

訪問看護管理療養費	説 明	料 金
① 機能強化型訪問看護管理療養費 1	24 時間対応体制加算の届出、常勤 7 名、居宅併設、ターミナル 20 件以上、別表 7 の利用者 10 名以上、人材育成のための研修等実施、専門の研修を受けた看護師の配置。	13,760 円
② 機能強化型訪問看護管理療養費 2	24 時間対応体制加算の届出、常勤 5 名、居宅併設、ターミナル 15 件以上、別表 7 の利用者 10 名以上、人材育成のための研修等実施。	10,460 円
③ 機能強化型訪問看護管理療養費 3	24 時間対応体制加算の届出、常勤 4 名、別表 7 . 8 の利用者月 10 名以上、地域の医療機関の看護職員の勤務実績等。	9,030 円
④ 機能強化型訪問看護管理療養費 4	精神科訪問看護と地域連携を評価する算定。 精神科訪問看護基本療養費を算定している。24 時間対応体制加算の届け出、精神科訪問看護の継続支援実績等	9,030 円
⑤ 通常型	上記以外	7,710 円

厚生労働大臣の定める疾病・状態、特別訪問看護指示書

別表第 7

- | | | |
|---|-----------------|--------------------|
| 1. 末期の悪性腫瘍 | 10. 多系統萎縮症 | 15. 脊髄性筋萎縮症 |
| 2. 多発性硬化症 | ・ 線条体黒質変性症 | 16. 球脊髄性筋萎縮症 |
| 3. 重症筋無力症 | ・ オリーブ橋小脳萎縮症 | 17. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 |
| 4. スモン | ・ シャイ・ドレーガー症候群 | 18. 後天性免疫不全症候群 |
| 5. 筋萎縮性側索硬化症 | 11. プリオン病 | 19. 頸髄損傷 |
| 6. 脊髄小脳変性症 | 12. 亜急性硬化性前脳炎 | 20. 人工呼吸器を使用している状態 |
| 7. ハンチントン病 | 13. ライソゾーム病 | |
| 8. 進行性筋ジストロフィー症 | 14. 副腎白質ジストロフィー | |
| 9. パーキンソン病関連疾患(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上で生活機能障害度Ⅱ度またはⅢ度) | | |
| ・ 大脳皮質基底核変性症 | | |
| ・ 進行性核状性麻痺 | | |

特別訪問看護指示書

- ・ 主治医が診療に基づき、急性増悪等により一時的に頻回（週 4 回以上）の訪問看護を行う必要性を認め、訪問看護ステーションに対して交付する指示書。

特別訪問看護指示書を月 2 回交付できる利用者（有効期間：28 日間）

- ・ 気管カニューレを使用している状態にある者
- ・ 真皮を超える褥瘡の状態にある者

別表第 8

- 1 **在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理 又は 在宅強心剤持続投与指導管理**
若しくは在宅気管切開 患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは
留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※厚生労働大臣が定める疾病・状態（別表 7・8）、特別指示書がでた場合。

- ① 要介護（予防）認定者への訪問看護でも医療保険での訪問となります。
- ② 1 日に複数回の訪問を行うことができ、週 4 日以上 of 医療保険の訪問看護が適用となります。
- ③ 退院時に訪問看護に入ることができます。【退院時支援指導加算算定】
- ④ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方はご提示ください。

項 目	サービス内容		自己負担額		
			1 割	2 割	3 割
難病等複数回 訪問加算	厚生労働大臣が定める 疾病等、急性増悪等により特別訪問看護指示 書が交付された利用者の 場合に算定等	1 日 2 回までの場合	450 円	900 円	1350 円
		1 日 3 回以降の訪問	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急訪問看護 加算	・利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治 医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った 場合に、1 日につき 1 回限り算定。(月 14 日まで) ・月 15 日以降		265 円	530 円	795 円
			200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護 加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、 1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合に、週 1 日 (15 歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあって は週 3 日) を限度として算定。		520 円	1,040 円	1,560 円
乳幼児加算	・ 6 歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合に、 1 日につき算定。 ・ 上記+厚生労働大臣の定める者に該当する場合		130 円	260 円	390 円
			180 円	360 円	540 円
複数名 訪問看護加算	利用者又はその家族の 同意を得て、同時に複数 の看護師等が訪問看護 を行った場合に算定。	看護師 (1 回/週)	450 円	900 円	1,350 円
夜間・早朝 訪問看護加算	午前 6 時～午前 8 時・午後 6 時～午後 1 0 時までの時 間帯に訪問看護を行った場合に算定		210 円	420 円	630 円
深夜 訪問看護加算	午後 10 時～午前 6 時までの時間帯に訪問看護を行った 場合に算定		420 円	840 円	1,260 円
【各種加算】					
24 時間 対応体制加算	・ 常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合 に、月 1 回に限り算定 ・ 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する 十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。		680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算	特別な管理を必要とする 利用者に対して訪問 看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、 利用者の状態に応じ月 1 回に限り算定	(Ⅰ) ・在宅悪性腫瘍若しくは在宅 気管切開患者指導管理を受けている。 ・ 気管カニューレ若しくは留 置カテーテルを使用している。	500 円	1,000 円	1,500 円
		(Ⅱ) ・ 自己腹膜灌流、血液透析、 酸素療法、中心静脈栄養法、 経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、 自己疼痛管理、肺高血圧症 患者指導管理を受けている	250 円	500 円	750 円

		・人工肛門又は人工膀胱を設置している。 ・真皮を越える褥瘡。 ・訪問点滴注射管理指導料を算定している。			
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に1回に限り算定。(特別管理加算の対象となる利用者の場合は月2回算定可能)	800 円	1,600 円	2,400 円	
退院支援指導加算	・退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定。 ・特別管理加算、別表7、8の利用者 ・退院日に訪問看護が必要であると認められた者 ・【長時間退院支援指導加算】 1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計が90分を超えた場合。	600 円 840 円	1200 円 1,680 円	1800 円 2,520 円	
在宅患者連携指導加算	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定。	300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定	200 円	400 円	600 円	
特別管理指導加算	特別管理加算を算定する状態にある方に、病院と共同指導を行った場合に算定。(特別管理加算対象者は月2回まで可)	200 円	400 円	600 円	
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携に助言等を行った場合に算定。	250 円	500 円	750 円	
訪問看護医療DX情報活用加算	居宅同意型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して医療を提供した場合に算定。	5 円	10 円	15 円	
訪問看護医療情報連携加算	主治医・薬剤師・介護支援専門員その他関係機関との間で、ICT(情報通信機器)を用いた情報共有を行い、訪問看護の質の向上及び適切な療養支援に活用する。	100 円	200 円	300 円	
情報提供療養費	利用者の同意を得て、区市町村、学校、医療機関等(介護老人保健施設、介護医療院)に対して、訪問看護の状況を文書にて、必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定。	150 円	300 円	450 円	
ターミナルケア療養費	在宅での終末期の看護の提供を行った場合。 ・主治医の指示により、利用者の死亡前14日以内に2回以上訪問看護を行った場合。 ・利用者及びその家族等に対して説明したうえで、ターミナルケアを行った場合に算定	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
ベースアップ評価料	人材確保・良質な医療提供を継続するための医療スタッフの賃上げに係る料金。	105 円	210 円	315 円	
訪問看護物価対応料	物価高騰(医療材料費・光熱費等)への対応としての算定。(1回の訪問につき算定:月初回60円、2回目以降20円)	初回6円 以降2円	12円 4円	18円 6円	

※留意事項

- ① 自己負担上限額管理票のある方は、月末に利用料金を記入します。
- ② 看護師が訪問の際に、電車・バス・タクシー等を利用した場合は、交通費を頂きます。
- ③ 休日・祭日の訪問に関しては、基本料金以外に別途 30 分毎 1000 円費用がかかります。

医療保険【精神】

令和 8 年 6 月 1 日

	時 間	基本療養費 + 管理療養費※	1 割	2 割	3 割
月の初日	30 分以上	① 5,550 円 + 13,760 円 ()	1,931 円	3,862 円	5,793 円
		② 5,550 円 + 10,460 円 ()	1,601 円	3,202 円	4,803 円
		③ 5,550 円 + 9,030 円 ()	1,458 円	2,916 円	4,374 円
		④ 5,550 円 + 9,030 円 ()	1,458 円	2,916 円	4,374 円
		⑤ 5,550 円 + 7,710 円 ()	1,326 円	2,652 円	3,978 円
	30 分未満	① 4,250 円 + 13,760 円 ()	1,801 円	3,602 円	5,403 円
		② 4,250 円 + 10,460 円 ()	1,471 円	2,942 円	4,413 円
		③ 4,250 円 + 9,030 円 ()	1,328 円	2,656 円	3,984 円
		④ 4,250 円 + 9030 円 ()	1,328 円	2,656 円	3,984 円
		⑤ 4,250 円 + 7710 円 ()	1,196 円	2,392 円	3,588 円
週の 2 日目	30 分以上	5,550 円 + 3,010 円	856 円	1,712 円	2,568 円
	30 分未満	4,250 円 + 3,010 円	726 円	1,452 円	2,178 円
週の 3 日目まで	30 分以上	5,550 円 + 3,010 円	856 円	1,712 円	2,568 円
	30 分未満	4,250 円 + 3,010 円	726 円	1,452 円	2,178 円
週 4 日目以降	30 分以上	6,550 円 + 3,010 円	956 円	1,912 円	2,868 円
	30 分未満	5,100 円 + 3,010 円	811 円	1,622 円	2,433 円

※ 管理療養費の初日は下記の表のとおり、1 年間の実績で変動があります。

※ 医療保険による訪問は原則 1 日 1 回、週 3 回までです。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等、また急性増悪等により 特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合、複数回・週 4 日以上
の訪問が可能です。ただし、退院後 3 ヶ月以内においては、週 5 回を限度となります。

【訪問看護管理療養費】（月の初日の訪問の場合）

訪問看護管理療養費	説 明	料 金
機能強化型訪問看護管理療養費 1	24 時間対応体制加算の届出、常勤 7 名、居宅併設、ターミナル 20 件以上、別表 7 の利用者 10 名以上、人材育成のための研修等実施、専門の研修を受けた看護師の配置。	13,760 円
機能強化型訪問看護管理療養費 2	24 時間対応体制加算の届出、常勤 5 名、居宅併設、ターミナル 15 件以上、別表 7 の利用者 10 名以上、人材育成のための研修等実施。	10,460 円
機能強化型訪問看護管理療養費 3	24 時間対応体制加算の届出、常勤 4 名、別表 7、8 の利用者月 10 名以上、地域の医療機関の看護職員の勤務実績等。	9,030 円
機能強化型訪問看護管理療養費 4	精神科訪問看護と地域連携を評価する算定。 精神科訪問看護基本療養費を算定している。24 時間 対応体制加算の届け出、精神科訪問看護の継続支援 実績等	9030 円
通常型	上記以外	7,710 円

項 目	サービス内容		自己負担額		
			1 割	2 割	3 割
緊急訪問看護 加算	・利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に、1日につき1回限り算定。(月14日まで) ・月15日以降。		265 円	530 円	795 円
			200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護 加算	・厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に、週1日(15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日)を限度として算定。 ・【長時間退院支援指導加算】 1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計が90分を超えた場合。		600 円	1,200 円	1,800 円
			840 円	1680 円	2520 円
複数名訪問看護加算 (30分未満を除く)	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定。		450 円	900 円	1,350 円
夜間・早朝訪問 看護加算	午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定。		210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護 加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定。		420 円	840 円	1,260 円
精神科複数回 訪問加算	精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者に対して、その主治医の指示に基づき訪問看護を行った場合に算定。	2回／日	450 円	900 円	1.350 円
		3回以上／日	800 円	1.600 円	2.400 円
【各種加算】					
24 時間対応体制 加算	・常時対応できる体制であり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定。 ・緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。		680 円	1.360 円	2.040 円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定。	(Ⅰ) ・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている。 ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している。	500 円	1.000 円	1.500 円
		(Ⅱ) ・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている。 ・人工肛門又は人工膀胱を設置し	250 円	500 円	750 円

		ている。 ・真皮を越える褥瘡。 ・訪問点滴注射管理指導料を算定している。			
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に1回に限り算定。(特別管理加算の対象となる利用者の場合は月2回算定可能)	800 円	1600 円	2,400 円	
退院支援指導加算	・退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定。 ・特別管理加算、別表7、8の利用者。 ・退院日に訪問看護が必要であると認められた者。 ・【長時間退院支援指導加算】 1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計が90分を超えた場合。	600 円 840 円	1,200 円 1,680 円	1,800 円 2,280 円	
在宅患者連携指導加算	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定	300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定。	200 円	400 円	600 円	
特別管理指導加算	特別管理加算を算定する状態にある方に、病院と共同指導を行った場合に算定。	200 円	400 円	600 円	
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し助言等を行った場合。	250 円	500 円	750 円	
訪問看護医療DX情報活用加算	居宅同意型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して医療を提供した場青に算定。	5 円	10 円	15 円	
訪問看護医療情報連携加算	主治医・薬剤師・介護支援専門員その他関係機関との間で、ICT(情報通信機器)を用いた状況共有を行い、訪問看護の質の向上及び適切な療養支援に活用する。	100 円	200 円	300 円	
精神重症患者早期集中支援管理連携加算	利用者の在宅療養を担う保険医療機関と連携して、支援計画等に基づき、定期的な訪問看護を行った場合に、月1回に限り6ヶ月を限度として算定。	840 円	1,680 円	2,520 円	
情報提供療養費	利用者の同意を得て、区市町村、学校、医療機関等(介護老人保健施設、介護医療院)に対して、訪問看護の状況を文書にて、必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定。	150 円	300 円	450 円	
ターミナルケア療養費	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また主治医の指示により、利用者の死亡前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定。	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
ペースアップ評価料	人材確保・良質な医療提供を継続するための医療スタッフの賃上げに係る料金。	105 円	210 円	315 円	
訪問看護物価対応料	物価高騰(医療材料費・光熱費等)への対応としての算定。(1回の訪問につき算定:月初回60円、2回目以降20円)	初回6円 以降2円	12円 4円	18円 6円	

※留意事項

1. 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方は、当ステーションの名称・所在地の届け出が必要です。届け出後に訪問看護が開始になります。
3. 料金は上記の通りですが、自己負担分は保険の種類等により異なります。（1～3割）
自立支援医療受給者証をお持ちの方は、月額自己負担上限額が定められています。
4. 看護師が訪問の際に、電車・バス・タクシー等を利用した場合は、交通費を頂きます。
5. 休日・祭日の訪問に関しては 30 分 1000 円別途費用がかかります。

令和 8 年 6 月 1 日

介護保険・医療保険共通

【自 費】

項 目	時 間	費 用	説 明
エンゼルケア	8：00—18：00	25,000 円	在宅療養中にご逝去後に行うケアのことで、故人様の尊厳を大切にしながら、お身体をきれいに整え、安らかな状態でお見送りできるようにする処置に係る費用です。
	18：00—22：00 6：00— 8：00		
	22：00— 6：00		
保険外訪問看護 (30 分毎)	8：00—18：00	4,000 円	通常の保険適応サービス外の訪問看護料金は全額自費となる。且つ、通常の訪問看護事業の業務に支障をきたさない範囲において相談を受ける。
	18：00—22：00 6：00— 8：00	5,000 円	
	22：00— 6：00	6,000 円	

※留意事項

- ① 介護保険の支給限度額を超えて訪問看護を利用したい場合、もしくは医療保険の利用制限以上に訪問看護を利用したい場合は、自費利用することになります。
- ② 訪問看護の料金を自費で負担する場合は、提供する訪問看護の内容に制限はありませんが、看護師にご相談ください。

【☐介護保険 ☐医療保険の利用者様】

同意書

個人情報使用・緊急訪問看護加算/24 時間対応体制加算・特別管理加算・情報提供書

小石川医師会訪問看護ステーション 殿

- ☐ 私（利用者及び、その家族）の個人情報については、その利用目的に対しての説明を受け、その範囲内で使用することに同意します。
- ☐ 私は、貴訪問看護ステーションの 24 時間連絡体制により、緊急時の場合の電話による相談又は訪問看護を利用するため、【介護保険：緊急訪問看護加算、医療保険：24 時間対応体制加算】を算定することに同意します。
- ☐ 私は、病気の状態から【 】の管理・相談が必要な為、特別管理加算を算定することに同意します。

医療保険のみ

- ☐ 私は、貴訪問看護ステーションからの訪問看護の情報提供書を文京区保健管理課へ提供することに同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

ご家族又は同意者

住所

氏名 (利用者との関係：)

訪問看護の提供開始に際し、利用者に対して重要事項の説明を行いました。

事業所 一般社団法人 小石川医師会訪問看護ステーション
管理者：山口智子
説明責任者氏名 _____

私は訪問看護の提供の開始に際し、上記内容の重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

ご家族又は同意者

住 所

氏 名

(利用者との関係:)

訪問看護契約書

令和 8 年 6 月 1 日

____様（以下、「利用者」という。）と 一般社団法人 小石川医師会訪問看護ステーション（以下「事業者」という。）は、訪問看護の実施を次のとおり契約します。

（契約の目的）

- 第 1 条 事業者は、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持・回復を目指します。
2. 利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

- 第 2 条 この契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の在宅療養期間中とします。
2. 上記契約満了日の 1 週間以上前に利用者から更新解約の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。

（利用者の解約権）

- 第 3 条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し出ることができます。
- この場合には、1 週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

（利用者の解除権）

- 第 4 条 利用者は、以下の場合に、直ちにこの契約を解除できます。
- (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の要求にも関わらず、これを提供しようとししない場合。
- (2) 事業者が、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しく不信行為を行うなど、本契約を継続し難い重大な理由が認められた時。

（事業者の解除権）

- 第 5 条 事業者は、利用者が故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目標を達することが著しく困難となったときは、文書により、1 ヶ月以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

(利用料金の支払い方法)

第6条 毎月、前月分を10日前後に請求書を発行し、原則として口座引き落としとなります。

現金での精算も対応可能です。領収書は翌月の請求書と共に発行致します。引き落としの手続きの都合上、最初の1ヶ月は現金払いとなることもあります。

2. サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。

(利用料の滞納)

第7条 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがない時は、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2. 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者担当の介護支援専門員と連絡を取り、必要な措置を講じます。

3. 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文章をもってこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第8条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 第3条に基づき、利用者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (2) 第4条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- (3) 第5条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (4) 利用者が、入院又は介護保健施設へ入所した場合。
- (5) 利用者が死亡したとき。

(損害賠償)

第9条 利用者に対して、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、その損害の発生について、利用者は故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報に保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。内容については「重要事項説明書」に記載してあります。

(連携)

第 11 条 事業者は、訪問看護の提供にあたり、主治医および介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。

2. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
3. 事業者は、主治医及び介護支援専門員に訪問看護計画書・訪問看護報告書を提出し、密接な連携を図ります。
4. 事業者は、当該契約の変更又は終了に際し、速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

(苦情処理)

第 12 条 利用者又はその家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

2. 事業者は、利用者に提供したサービスについて利用者又はその家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速、適切に対応し、サービスの向上・改善に努めます。
3. 事業者は、利用者が苦情の申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービスの内容等の記録・保存)

第 13 条 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日時・ケア内容等の記録をします。

2. 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
3. 利用者は、事業者に対し、サービスの提供に関する記録の複写物の交付を受けることができます。記録開示に関して1回3000円、複写は1枚10円の料金を自費で頂きます。

本契約作成の証として、本書 2 通を作成し、利用者及び訪問看護事業者が記名の上、各々1 通を保持いたします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

事業者 一般社団法人 小石川医師会
住 所 東京都文京区小石川 5 丁目 6 番 9 号
代表者 会長 吉橋秀貴

事業所

事業所 小石川医師会訪問看護ステーション
住 所 東京都文京区小石川 5 丁目 6 番 9 号
管理者 山口智子

利用者

住 所

氏 名

ご家族又は同意者

住 所

氏 名

(利用者との関係)

確認書

文京区内で発生した地震・風水害・感染症、その他やむをえない事業による災害(以下「災害」という)時において、継続的な支援を展開するために文京区内にある訪問看護ステーションは、災害時相互応援協定を締結しています。小石川医師会訪問看護ステーションが災害により、一時休業になった際は、連携協力ステーションからの訪問をお願いすることになる可能性があります。

(1) 訪問看護サービスの提供について

主治医の指示のもと、休業期間中の訪問看護サービス提供について調整します。

(2) 個人情報提供について

- ① 連携協力訪問看護ステーションに私の個人情報の守秘義務があります。
- ② 利用の開始または途中で断った場合も、何ら不利益を被りません。
- ③ 連携協力訪問看護ステーションと利用者様の情報の共有をさせていただきます。
- ④ 必要に応じ、主治医やケアマネジャーとの連携を行います。

(3) 留意事項について

- ① 休業対象期間中の訪問看護については主治医と相談（緊急性等）の上、訪問の調整を行います。
- ② 連携協力訪問看護ステーションと契約を交わして頂き、休業期間中の対応については、連携協力訪問看護ステーションがすべて行います。当該体制を利用する場合、訪問看護指示書料が発生する場合があります。

事業所名： 小石川医師会訪問看護ステーション

住所： 東京都文京区小石川5丁目6番地9号

管理者： 山口智子

上記、訪問看護サービス提供および個人情報提供、留意事項について確認しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

ご家族又は同意者

住 所

氏 名

(利用者との関係)